

名古屋市
演劇
練習館
アクテノン

NAGOYA CITY
PERFORMING
ARTS STUDIO



建設概要

敷地面積 1,763㎡
 延床面積 2,996㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階
 開館 1995年12月1日
 指定管理者 公益財団法人名古屋市文化振興事業団



交通アクセス

・地下鉄東山線「中村公園」下車 2番出口西へ徒歩12分
 ・「中村公園」より、市バス(幹栄2号系統、名駅24号系統、中村14号系統)、
 名鉄バス「稲葉地公園」下車。南へ徒歩2分

住所 〒453-0841
 名古屋市 中村区 稲葉地町1丁目47番地
 TEL 052-413-6631
 FAX 052-413-6632

本格的な舞台稽古から日々の練習まで
 最大で夜間24時までご利用をサポートします



くらしに文化と感動を!



CULTURE & ART · NAGOYA

758





○ **リハーサル室** (376㎡・定員100名)

本格的な舞台設備(吊物機構・音響設備・照明設備など)、壁面鏡(レッスンバー付)、パレエマット、アップライトピアノ、男女シャワー室・控室を備えた練習室です。演劇の稽古だけでなくダンス・音楽・フィットネスなど様々な練習にご利用いただけます。
(※ご利用者様にて準備、操作、片付けを行っていただきます。)

○ **和室** (18畳・定員20名)

邦楽、邦舞などの稽古や練習にご利用でき、またサークル活動や会合などにもお使いいただけます。



○ **野外劇場** (92㎡)

ギリシャ風の建物をバックに、野外劇を演じてみませんか。



○ **大練習室1~5** (93㎡・定員30名)

ピアノ、パレエマットなどを揃えた大練習室は、演劇・舞踊・音楽などの様々な舞台芸術の稽古や練習にご利用いただけます。



○ **小練習室1~3**
(63㎡・定員20名)

ピアノ、フラメンコ板などを揃えた小練習室は、演劇・舞踊・音楽などの様々な舞台芸術の稽古や練習にご利用いただけます。



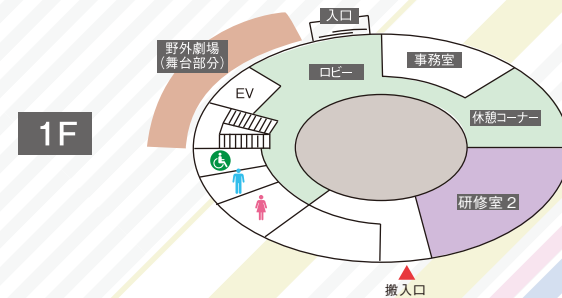
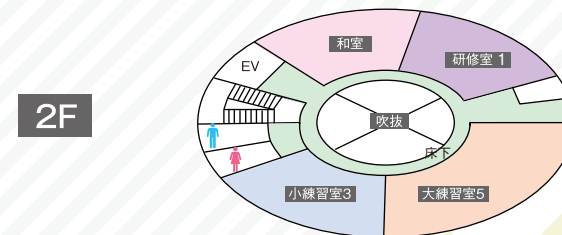
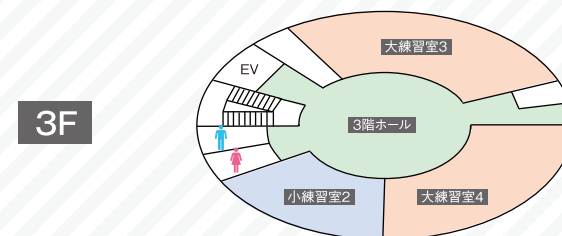
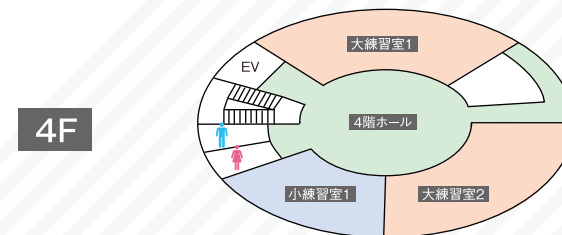
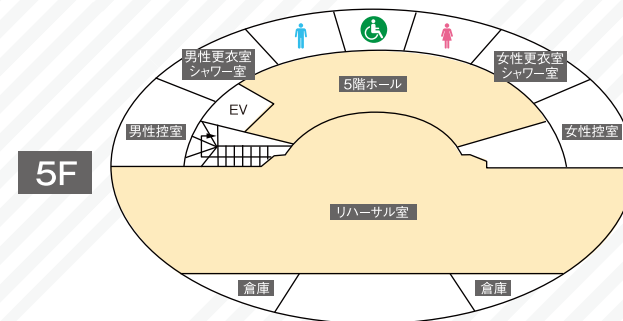
○ **研修室1** (64㎡・定員20名)

小道具や衣裳の製作、台本等の印刷ができます。



○ **研修室2** (69㎡・定員20名)

会議、生涯学習、サークル活動、会合などにご利用でき、また舞台芸術の稽古や練習にもお使いいただけます。



※各練習室において、備え付けの設備が若干異なります。詳しくは職員まで、お気軽にお問い合わせください。

施設利用にあたっての注意事項（抜粋）

このたびはお申しいただきありがとうございます。
施設のご使用にあたっては、以下の点にご注意をお願いいたします。

- 1 他の利用者へご迷惑がかからないよう、決められた利用時間を厳守してください。（駐車場の利用時間も同様です。）
- 2 駐車場の利用は各室2台までです。
 - 施設使用時間以外の駐車はご遠慮願います。
 - 平日夜間及び土日祝の利用時は駐車券を車のダッシュボードへ掲示してください。
 - 障がい者等用駐車スペースの利用は対象以外の方はご遠慮ください。
- 3 申込後の利用取り消しをする場合、利用日の14日（2週間前の同じ曜日）前までにご来館のうえ、所定の事務手続きを完結いただきました場合に限り、利用料金の半額を還付します。（許可書、領収書、印章〈スタンプ印不可〉が必要）
利用までの期日が14日以降になりますと還付できませんので特にご留意ください。
クレジットカードでお支払い頂いた場合は決済日から2ヶ月以降に還付いたします。
- 4 緊急地震速報を導入しています。そのため、受信した場合には、練習中であっても、館内放送を流しますので、室内のスピーカーボリュームは切らないでください。
- 5 施設、備品等は皆さまに共同で利用していただく財産です。大切にご利用ください。（破損・汚損した場合はすみやかに事務室へお申し出ください。）
- 6 リハーサル室の舞台・音響・照明機材などをご使用する場合、ご利用日の1ヶ月前までに申込みをしてください。
- 7 詳細につきましては、当施設の利用案内又はホームページをお読みください。

お申込みいただいた内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。
ご利用についてのご不明な点や、ご質問は、お気軽にお問い合わせください。

利用の皆さまへのお知らせ

施設使用申し込みの際に取得したご利用の皆さまの個人情報のご利用の皆さまへの連絡等、ご利用の皆さまが施設の使用にあたり必要な範囲で利用させていただきます。また、ご利用の皆さまへの施設のご案内や文化事業の情報提供をするために利用させていただくことがあります。

暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。